

群馬大学大学院医学系研究科顧問に関する申合せ

平成29年3月13日
医学系研究科
企画戦略会議 決定

- 第1 医学系研究科長（以下「研究科長」という。）の諮問に応じ、医学系研究科の研究及び教育並びに運営に関する諸課題や重要事項について、助言を行うため、顧問を置くことができる。
- 第2 顧問は、医学系研究科の担当を命ぜられた教授又はそれ以外の者で、医学に関し広く、かつ、高い識見を有するもののうちから、医学系研究科長が委嘱する。
- 第3 顧問の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、当該顧問を委嘱する医学系研究科長の任期の終期を超えることはできない。
- 第4 この申合せのほか、顧問に関し必要な事項は、医学系研究科長が定める。